

森林の伐採時に必要な届出について

地域森林計画の対象となる民有林において伐採を行うときは、森林が所在する市町村の長に、以下を提出することが森林法で義務付けられています。

- ① 伐採を開始する前に、「伐採及び伐採後の造林の届出」
- ② 伐採が完了したときに、「伐採に係る森林の状況報告書」
- ③ 造林が完了したときに、「造林に係る森林の状況報告書」

※森林経営計画に従った伐採など、①～③が提出不要となる場合があります。

◆ 届出の対象となる森林

地域森林計画の対象となる民有林

※届出の対象となる森林かどうか、ご不明な場合は
森林が所在する市町村林務担当にお問合せになるか、
ウェブサイト「ほっかいどう森まっぷ」で確認可能です。

ほっかいどう森まっぷ



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/80538.html>

◆ 届出を行う者

地域森林計画の対象となる民有林で立木を伐採しようとする者です。
(伐採と造林を行う者が別の場合は両者の連名での届出になります。)

- ・森林所有者が伐採と造林を行う場合 ⇒ 「森林所有者」が届出
- ・立木を買い受けた者が伐採、森林所有者が造林を行う場合
⇒ 「立木買受者」と「森林所有者」が連名で届出

◆ 届出時期

①伐採及び伐採後の造林の届出
→伐採を始める90～30日前まで

②伐採に係る森林の状況報告書
→伐採を完了した日から30日以内

③伐採後の造林に係る森林の状況報告書
→造林を完了した日から30日以内

令和4年度以降に①の届出を
したものは、**伐採完了後に**、
届出どおりに伐採したことを
市町村の長に報告する必要
があります。

※届出されない場合には罰則(①100万円以下の罰金、②③30万円以下の罰金)が適用される
ことがあります。

【お問合せ先】

届出様式などの詳細については、森林が所在する市町村林務担当までお問合せください。